

# 令和4年度エネルギー対策特別会計予算事業の横断的な成果及び社会実装要件の集約・分析委託業務に係る参加希望書類の募集要領

## 1 総則

令和4年度エネルギー対策特別会計予算事業の横断的な成果及び社会実装要件の集約・分析委託業務に係る参加者確認公募の実施については、この要領に定める。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和4年度エネルギー対策特別会計予算事業の横断的な成果及び社会実装要件の集約・分析委託業務

### (2) 業務内容等

別添仕様書のとおり。

### (3) 予算額

業務の予算総額は、200,200千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

### (4) 業務実施期間（予定）

令和4年5月26日から令和5年3月31日まで

## 3 応募要件

### (1) 基本的要件

①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

③環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

④別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### (2) 技術力に関する要件

平成26年度から令和3年度にエネルギー対策特別会計を活用して環境省が実施した補助事業、委託事業、技術実証事業を対象に、実施後の二酸化炭素削減効果、進捗状況等を横断的に分析し、その成果や今後より効果的な温暖化対策事業を実施するための検討に必要な情報等の整理・とりまとめ・分析を行うとともに、脱炭素社会構築に向けて、必要な設備、システム、技術等が国内外に社会実装されるための要件について整理・とりまとめ・分析・提案を行うための高い技術力と再生可能エネルギーに関連する幅広い分野（建築物、運輸、廃棄物、法規制、金融制度等）に亘る専門知識を有すること。

### (3) 業務執行体制に関する要件

エネルギー対策特別会計を活用して環境省が実施した補助事業、委託事業、技術実証事業を対象に、実施後の二酸化炭素削減効果、進捗状況等を横断的に分析し、その成果や今後より効果的な温暖化対策事業を実施するための検討に必要な情報等の整理・とりまとめ・分析・提案を行うことができる専門家を15名程度配置出来ること。

### (4) 業務実績に関する要件

エネルギー特別会計事業の効果について、経年変化を踏まえて効果的に可視化し、その成果についてとりまとめ・分析・提案を行った等の実績を有すること。さらに、エネルギー特別会計事業の特性と経年的傾向等を踏まえつつ、注力分野や取

組の経緯をとりまとめ・分析・提案を行った等の実績を有すること。

#### 4 参加希望書類の募集に関する質問の提出先及び回答

この参加者確認公募募集要領、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式1による書面を提出すること。

##### (1) 提出先

東京都千代田区霞が関1-2-2 (中央合同庁舎5号館3階)  
環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 担当：大石  
TEL：03-3581-3351 (内線7773)

##### (2) 提出方法

郵送又は電子メール (chikyu-ondanka@env. go. jp) により提出すること。

##### (3) 提出期間

令和4年4月28日(木)までの10時00分～17時00分

##### (4) 回答

令和4年5月2日(月)17時00分までに、環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」>請負業務「参加者確認公募(役務)」>「本件」の「公示」の下段に掲載する。

#### 5 提出書類、提出期限等

##### (1) 提出書類

- ① 令和4年度エネルギー対策特別会計予算事業の横断的な成果及び社会実装要件の集約・分析委託業務に係る参加希望書類 (別添様式参照)
- ② 提出者の概要 (会社概要等) が分かる資料

##### (2) 提出期限等

- ① 提出期限  
令和4年5月9日(月)17時00分
- ② 参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先  
4(1)に同じ。

##### (3) 書面による提出の場合

- ① 提出部数  
7部
- ② 提出方法  
持参又は郵送 (提出期限必着) による。  
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
- ③ 提出場所  
4(1)に同じ

##### (4) 電子による提出の場合

- ① 提出方法  
電子ファイル (PDF形式) により、電子メール※1で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。  
※1 電子メール1通のデータ上限は7MB (必要に応じ分割すること)  
※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

##### ② 提出場所

電子メールの場合：chikyu-ondanka@env. go. jp  
DVD-ROM等の持参又は郵送の場合：4(1)に同じ

##### (5) 提出に当たっての注意事項

- ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時～13時は除く）とする。
- イ 郵送する場合は、封筒の表に「令和4年度エネルギー対策特別会計予算事業の横断的な成果及び社会実装要件の集約・分析委託業務に係る参加希望書類在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかつた参加希望書類は、無効とする。
- ウ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- エ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
- オ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- カ 参加希望書類は、環境省において、参加希望書類の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。審査の結果、契約相手になった者が提出した参加希望書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があつた場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。』

## 6 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る参加希望書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約した旨を明記すること。

## 7 参加希望書類の審査

- (1) 環境省において、提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が3に定める応募要件を満たしているか否かについて審査し、その結果を参加希望書類の提出者に対して令和4年5月18日（水）までに通知する。
- (2) 審査に当たっては、参加希望書類の記載内容について提出者に問い合わせることがあるので、参加希望書類提出後、(1)の通知期限までは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないため、応募要件を満たさないと判定することがある。
- (3) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者が一しかいない場合にあつては、当該応募者との契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあつては、企画競争の手続に移行する。

## 8 企画競争の手続に移行した場合

- (1) 企画競争の手続に移行した場合にあつては、応募要件を満たす応募者に対して、企画競争説明書を交付し、企画書の提出を要請する。
- (2) 企画書提出予定期限  
令和4年5月30日（月）17時00分

## 9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口  
4（1）に同じ。
- (3) 平成31・32・33又は令和01・02・03年度環境省競争参加資格（全省庁

統一資格)の「役務の提供等」の「調査・研究」の認定を受けていない者であっても、参加希望書類を提出することができるが、その者が3に定める応募要件を満たすと認められ、企画競争の手続に移行した場合に企画書を提出するためには、企画書の提出時までには、当該資格の認定を受ける必要がある。

## 質問書

|         |   |
|---------|---|
| 業 務 名   | 令和4年度エネルギー対策特別会計予算事業の横断的な成果及び社会実装要件の集約・分析委託業務 |
| 会 社 名   |   |
| 住 所     |   |
| 担 当 者   | 部署名： 氏 名：                                     |
| 担当者連絡先  | TEL：  |
|         | E-mail：                                       |
| 質 問 事 項 |   |

(別紙)

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

令和4年度エネルギー対策特別会計予算事業の横断的な成果  
及び社会実装要件の集約・分析委託業務  
仕様書

1. 件名

令和4年度エネルギー対策特別会計予算事業の横断的な成果及び社会実装要件の集約・分析委託業務

2. 業務の目的

環境省のエネルギー対策特別会計予算については、平成24年10月より地球温暖化対策のための税が導入され、毎年度、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定エネルギー需給構造高度化対策の中のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制対策としての支出が行われているところである。

環境省で継続的に実施しているエネルギー対策特別会計を活用した再省蓄エネ設備・システムの導入、技術実証等に対する支援については、効果的・効率的な実施が必要であり、事業の効果測定等を把握・分析していくことが重要となっている。

本業務では、平成26年度から令和3年度にエネルギー対策特別会計を活用して環境省が実施した補助事業、委託事業、技術実証事業を対象に、実施後の二酸化炭素削減効果、進捗状況等を横断的に分析し、その成果や今後より効果的な温暖化対策事業を実施するための検討に必要な情報等の整理・とりまとめ・分析を行うとともに、脱炭素社会構築に向けて、必要な設備、システム、技術等が国内外に社会実装されるための要件について整理・とりまとめ・分析を行うことを目的とする。

3. 業務の内容

環境省担当官と緊密に相談し、指示を仰ぎつつ、以下の業務内容を実施すること。なお、調査や分析の内容によっては、再委託又は他の事業者の協力を得て実施（いわゆる共同実施）しても差し支えない。

(1) 設備導入事業の成果の集約とりまとめと改善内容の整理

1) 検証・評価業務の実績データに関する知見を活かした効率的なデータ集計・整理

「令和3年度エネルギー対策特別会計補助・委託事業横断的分析業務」、「令和3年度エネルギー対策特別会計補助事業検証・評価委託業務（全10業務）」の業務成果及び行政事業レビューの内容を踏まえ、令和3年度の検証・評価業務において提出されたデータ集計表（約1,200案件）の取扱い上の課題（各データにおける定義、前提条件の違い等）及び補助事業間の実績データの統合上の課題（ベースラインの違い、モニタリング方法の違い、バウンダリの違い、CO<sub>2</sub>排出原単位・年換算係数・各エネルギー単価の違い、導入費用の按分方法、法定耐用年数の違い等）などにも配慮の上、一覧性のあるデータとして整理を行うこと。

設備導入事業のとりまとめに際しては、必要に応じ、現地調査又は補助事業のステークホルダ（利害関係者）等に対するヒアリング等により、とりまとめに必要なデータ収集を行うこと。ヒアリングにおいてはオンライン会議等を活用し、必要に応じ謝金（大学教授級1時間当たり7,900円、40回程度開催、各2時間程度を想定）を支払うものとする。

2) データクリーニングと分析に活用しやすい統合データ集計表の作成

1) の一覧性のあるデータの作成に際しては、令和3年度のデータ集計表の内容の妥当性について再確認するとともに、本業務の対象補助事業に関するデータについて、「令和3年度エネルギー対策特別会計補助・委託事業横断的分析業務」、及び「令和3年度エネルギー対策特別会計補助事業検証・評価委託業務（全10業務）」の業務成果を踏まえ、データの補正・修正を行い、分析に活用しやすい統合データ集計表を作成すること。データの補正・修正に際しては、必要に応じオンライン会議等を活用して、「令和3年度エネルギー対策特別会計補助事業検証・評価委託業務（全10業務）」の受託事業者にヒアリングを行うこと。

### 3) CO2削減効果等に関する分析

補助事業の成果について、「令和3年度エネルギー対策特別会計補助・委託事業横断的分析業務」、及び「令和3年度エネルギー対策特別会計補助事業検証・評価業務（全10業務）」の分析結果に準拠して整理・分析を行うこと。成果の整理・分析に際しては、部門別、事業者業態別、導入設備別、地域別等の分類を設け、導入実績や実施効果（環境効率性指標：CO2削減コストなど、経済効率性指標：事業者の投資回収年数と導入設備の法耐用年数又は実使用年数との比較結果など）を経年的に整理・分析することで、補助事業全体の比較・評価に資する総括表の作成を行うこと。

### 4) テーマを設定した経年横断分析の実施と次年度分析テーマの提案

平成26年度から令和3年度までの補助事業の実績を踏まえ、環境省担当官に相談の上で、「ZEH化・ZEB化へ向けた住宅・建築物への断熱・省エネ強化事業」の経年的な効果や実績について横断的な整理・分析を行い、とりまとめを行うこと。ZEH化に関連する事業の整理・分析に際しては、過年度の「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」、「集合住宅の省CO2化促進事業」等の補助事業を対象に、建築種別のコスト単価、外皮性能等の情報を整理・分析して事業の実施効果を検証するとともに、今後の普及展開に向けた施策等の検討に資する情報を整理すること。ZEB化に関連する事業の整理・分析に際しては、「令和3年度温室効果ガス排出抑制指針（業務部門）等の調査委託業務」の分析結果を踏まえて事業の実施効果を検証するとともに、今後の普及展開に向けた施策等の検討に資する情報を整理すること。

また、令和5年度の業務において、どのようなテーマを設定して経年横断分析を行うべきかを整理した上で、提案としてとりまとめること。

### 5) 補助事業の改善方策のあり方の検討

#### ①補助対象者、設備、補助率、卒業判定の検討

事業全体のみならず、導入する設備の種類単位において、「CO2削減コストが十分に小さい」案件の多い事業や「投資回収年数が十分に短い」案件の多い事業については、補助率を引き下げるか補助自体を終了する方向で見直しを図っていく必要がある。また、「CO2削減コストが大きい又は投資回収年数が長い」案件の多い事業や「前年度の当該事業のCO2削減コスト又は他の事業の投資回収年数の実績の中央値や平均値に対してCO2削減コスト又は投資回収年数が一定以上大きい事業」については、その原因を分析した上で、CO2削減コストや投資回収年数を段階的に引き下げていく仕組みを検討する必要がある。補助事業の見直しの方向性や課題についての分析を行い、環境省担当官と協議を行った上で提案をとりまとめること。補助対象者の評価に当たっては、補助対象者の属する地域や、事業規模等の属性から適切かどうか検討を行うこと。



## ②新規事業や後継事業の立案に資する情報のとりまとめ

「令和3年度エネルギー対策特別会計補助・委託事業横断分析業務」にて整理された新規・後継補助事業の候補事業(全3事業)、「令和3年度エネルギー対策特別会計補助事業検証・評価業務(全10業務)」、「令和3年度地球温暖化対策に係る技術実証事業管理・検討当事業委託業務」及び「令和3年度CO<sub>2</sub>排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業管理・検討等事業委託業務」の調査結果を踏まえて新たに抽出された候補事業について、その技術及び製品の技術的・経済的・制度的特徴の調査・分析を行い、新規・後継補助事業の立案に資する情報をとりまとめ、新規・後継事業の候補事業の提案を行うこと。

## ③次年度検証評価業務の対象事業の整理

令和3年度及び令和4年度に実施された設備導入事業について、令和5年度以降の検証評価業務において対象とする事業の整理・とりまとめを行うこと。また、令和元年度及び令和2年度に完了した補助事業に係る事業報告書について、各補助事業におけるCO<sub>2</sub>削減計画の達成状況を経時的に確認して取り纏めること。

## ④標準的な設備補助事業向け執行業務の標準化・適正化方策の検討

「令和3年度エネルギー対策特別会計補助・委託事業横断分析業務」にて整理された、標準的な設備補助事業(全6事業。例：ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業)の執行団体における審査業務に対する調査結果(採択基準の設定方法、削減効果の算出方法に係る課題など)を踏まえ、事業の採択や検証評価時の統一的な評価を行うための、審査業務の標準化・適正化に向けた方策を検討し、これを反映した審査マニュアル案を作成すること。

審査マニュアル案の作成に際しては、必要に応じオンライン会議等を活用して、設備補助事業の執行団体へのヒアリング等を複数回(素案作成前、素案作成後等)行うこと。

## 6) データ集計表フォーマットの作成とデータ収集迅速化に向けた提案

現行では、N年度にN-2年度の設備導入事業の横断的成果をとりまとめているが、国内外のAIoTやデジタルトランスフォーメーションの進捗状況を踏まえ、事業者からより迅速にデジタル化された実績データ等を出来る限り人手を介することなく収集・分析するために必要な体制や仕組みについて、整理・分析を行った上で提案としてとりまとめを行うこと。

とりまとめに際しては、システム開発に関する助言(EMS等と通信を行うクラウドシステムの開発における成果物(設計書等)のデータ収集迅速化要件の充足確認、改善策の提案、長期運用を想定した提案)、セキュリティ要件に関する助言(上記成果物のセキュリティ対策の実装方式に関する助言、セキュリティ対策が危殆化した場合を考慮した助言)、業務改善に関する助言、データ集計表フォーマットの最適化及び実績データからのCO<sub>2</sub>削減効果検証に係る課題抽出などを考慮した内容とすること。

「令和3年度エネルギー対策特別会計補助・委託事業横断的分析業務」の調査結果を踏まえるとともに、必要に応じて過年度に実施された補助事業の実績データの試行的な収集・分析、執行団体や補助事業者へのヒアリング調査を行うこと。

## (2) 技術開発・実証事業及び委託調査事業の状況のとりまとめと改善方策の検討

### 1) 技術開発・実証事業の実施状況のとりまとめ

平成 25 年度以降に実施された技術開発・実証事業の実施状況について、令和 3 年度に実施した事業（約 100 件）を中心に「令和 3 年度地球温暖化対策に係る技術実証事業管理・検討等事業委託業務」、「令和 3 年度 CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業管理・検討等事業委託業務」及び行政事業レビューの内容を踏まえ、事業開始時に設定された課題及び中長期目標、技術開発・実証事業の進捗状況や当該事業の成果、中長期目標の達成度合い、今後の普及や波及効果の見通しについて整理・分析を行うこと。整理・分析に際しては、上記事業に対する横断的分析を実施するに当たり必要な情報を整理し、その情報を網羅的かつ効率的に収集できる方策を検討すること。なお、対象とする技術・事業と類似する技術・事業について令和 2 年度以前に技術開発・実証事業が行われているもの又は複数年度に渡って実施している事業については、過年度の業務（例：「令和 3 年度地球温暖化対策に係る技術実証事業管理・検討等事業委託業務」、「令和 3 年度 CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業管理・検討等事業委託業務」等）の成果を活用しながら実施すること。

### 2) 過年度の技術開発・実証事業における開発技術の現状調査・とりまとめを踏まえた分析・提案

平成 25 年度から令和 2 年度までに終了した過去の開発・実証課題に対し、実用化状況や CO2 削減効果の達成状況、知財の活用状況を調査し、整理すること。

上記で得られた結果について、実施代表主体（例：大学、民間企業等）や開始時及び終了時の技術熟度（TRL: Technology Readiness Level）、実施体制（例：産官学の連携体制、実施主体の内部体制）、バリューチェーンの構築状況等の視点から、事業化状況や CO2 削減効果の達成状況、知財の活用状況等について整理すること。

また、実用化していない終了課題に対してはその阻害要因となる規制内容や、収益確保の可能性について情報を収集し整理すること。実用化済みまたは実用化が見込まれる終了課題については、販路開拓や投資家による資金調達支援を必要としている事業者を抽出し、ニーズ等を整理すること。さらに、他の公的機関が実施する技術開発・実証事業における成果と比較を行い、阻害要因の整理等に役立てること。

なお、以上について、必要に応じて、オンライン会議等を活用し、20 件（1 回約 2 時間）程度を想定している。なお、ヒアリングにおいては必要に応じ謝金（大学教授級 1 時間当たり 7,900 円を想定）を支払うものとする。また、過年度の業務（例：「令和 3 年度地球温暖化対策に係る技術実証事業管理・検討等事業委託業務」、「令和 3 年度 CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業管理・検討等事業委託業務」等）の成果を活用しながら実施すること。

### 3) 委託調査事業の実施状況のとりまとめ

これまでに実施された委託調査事業（令和 3 年度事業で約 200 件）の実施状況について整理するとともに、各々の報告書、成果物、行政事業レビューの内容を踏まえ、環境省の重点戦略分野・技術の社会実装に資する情報を整理すること。とりまとめに際し、環境省担当官と相談の上、特に今後の脱炭素社会構築に向けて普及や施策の展開のポテンシャルが大きいと考えられる対象分野やテーマに関しては、必要に応じ有識者に対してヒアリングを実施し、今後の見通しや俯瞰的情報についても併せて整理を行うこと。ヒアリングについては、3 名（1 回約 2 時間）程度を想定してい

る。なお、ヒアリングにおいてはオンライン会議等を活用し、必要に応じ謝金（大学教授級1時間当たり7,900円を想定）を支払うものとする。

### （3）国際事業の状況のとりまとめ

令和3年度に実施した国際事業（約50件）の実施状況について、環境省担当官と相談の上、（1）及び（2）に準じて、全体像を俯瞰・一覧出来る簡易なとりまとめを行うこと。その際、民間事業者に更なる取組を促すために必要となる内容等について、対象事業に携わっている委託事業者等の意見や今後の見通しについてヒアリングを行い整理を行うこと。また、過年度に実施された事業のフォローアップ調査を行うことで実証事業終了後の経過や、その後に判明した課題を抽出し、この解決を図るための情報を整理すること。ヒアリングについてはオンライン会議等を活用し、必要に応じ謝金（大学教授級1時間当たり7,900円を想定）を支払うものとする。

### （4）成果のとりまとめ

（1）から（3）の調査分析を踏まえ、本業務の対象として環境省のエネルギー特別会計事業全体を俯瞰する整理表を作成するとともに、環境省のエネルギー特別会計事業全体の成果、進捗状況について、分かり易くとりまとめを行うこと。特に、補助事業の効果については、過年度の分析結果に今年度の分析結果を加え、経年変化を踏まえ参照者の理解を促すよう効果的に可視化し、その成果をとりまとめること。その際には、環境省の補助事業の特性と経年的傾向を踏まえつつ、注力分野や取組の経緯を踏まえた成果を、平易で分かりやすい表現によって示すようにすること。

また、技術開発・実証事業及び委託事業については、その対象技術が市場で普及することを想定する上でのギャップ（例：採算性など）について整理し、社会実装されるために解決することが必要な課題の整理を行うとともに、それらの課題を解決して、より効果的・効率的な技術開発、技術実証、設備導入（社会実装）が促進されるよう、制度面・技術面・経済面など多角的な面からの方策を検討するための基礎情報を整理するとともに、とりまとめられた内容を活用する方策を提案すること。整理や活用方策提案に当たっては、環境省担当官と相談の上、環境省での重点戦略分野における、2050年までの脱炭素社会構築という目標に向けた情報整理結果を踏まえ、必要に応じ有識者に対してヒアリングを実施した上で、2030年をターゲットとした温暖化対策の社会実装のための効果的な方策（時期、対象、スキーム等）の検討に資する情報を整理し、分かり易くとりまとめを行うこと。ヒアリングについては、3名（1回約2時間）程度を想定している。なお、ヒアリングにおいてはオンライン会議等を活用し、必要に応じ謝金（大学教授級1時間当たり7,900円を想定）を支払うものとする。

加えて、国際事業については、補助事業等のとりまとめ内容を参考にその進捗状況や今後の波及の見通しを含め、環境省担当官と相談の上で、分かり易くとりまとめを行うこと。

## 4. 業務履行期限

令和5年（2023年）年3月31日まで

## 5. 成果物

紙媒体：報告書10部（A4判 100頁程度、くろみ製本）

報告書には、英語サマリーを含むこと

電子媒体：報告書の電子データを収納した DVD-R 2 式

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

提出期限：令和5年3月31日（金）

## 6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受託者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 7. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、受託業務の開始時に、受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、受託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において受託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、受託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 受託者は、受託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 8. その他

(1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 本仕様書の記載内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達等の推進に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

(参考) 基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(4) 本業務を行うに当たって、希望者は、必要に応じて前年度等実施した「エネルギー対策特別会計予算事業の横断的な成果及び社会実装要件の集約・分析委託業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、前年度等実施した「エネルギー対策特別会計予算事業の横断的な成果及び社会実装要件の集約・分析委託業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、揭示できない場合がある。

連絡先：環境省地球局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室（[TEL:03-5521-8355](tel:03-5521-8355)）

(5) 本業務に関する過年度の報告書は、環境省図書館において閲覧可能である。

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" ”」、「」 「' 」→「' 」、「-」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R

等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要な事項を記入し提出すること。

(2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<http://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要な事項を記入し提出すること。

<http://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

### 4. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(別添様式)

令和 年 月 日

環境省地球環境局長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

令和4年度エネルギー対策特別会計予算事業の横断的な成果及び社会実装要件の集約・分析委託業務に係る参加希望書類の提出について

標記の業務について、当社において実施することを希望します。  
応募要件を満たしていることを、添付資料のとおり証明します。  
なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- |                  |        |
|------------------|--------|
| (1) 技術力に関する要件    | (様式1)  |
| (2) 業務執行体制に関する要件 | (様式2)  |
| (3) 業務実績に関する要件   | (様式3)  |
| (4) 会社概要等        | (様式任意) |

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L:

E - m a i l:

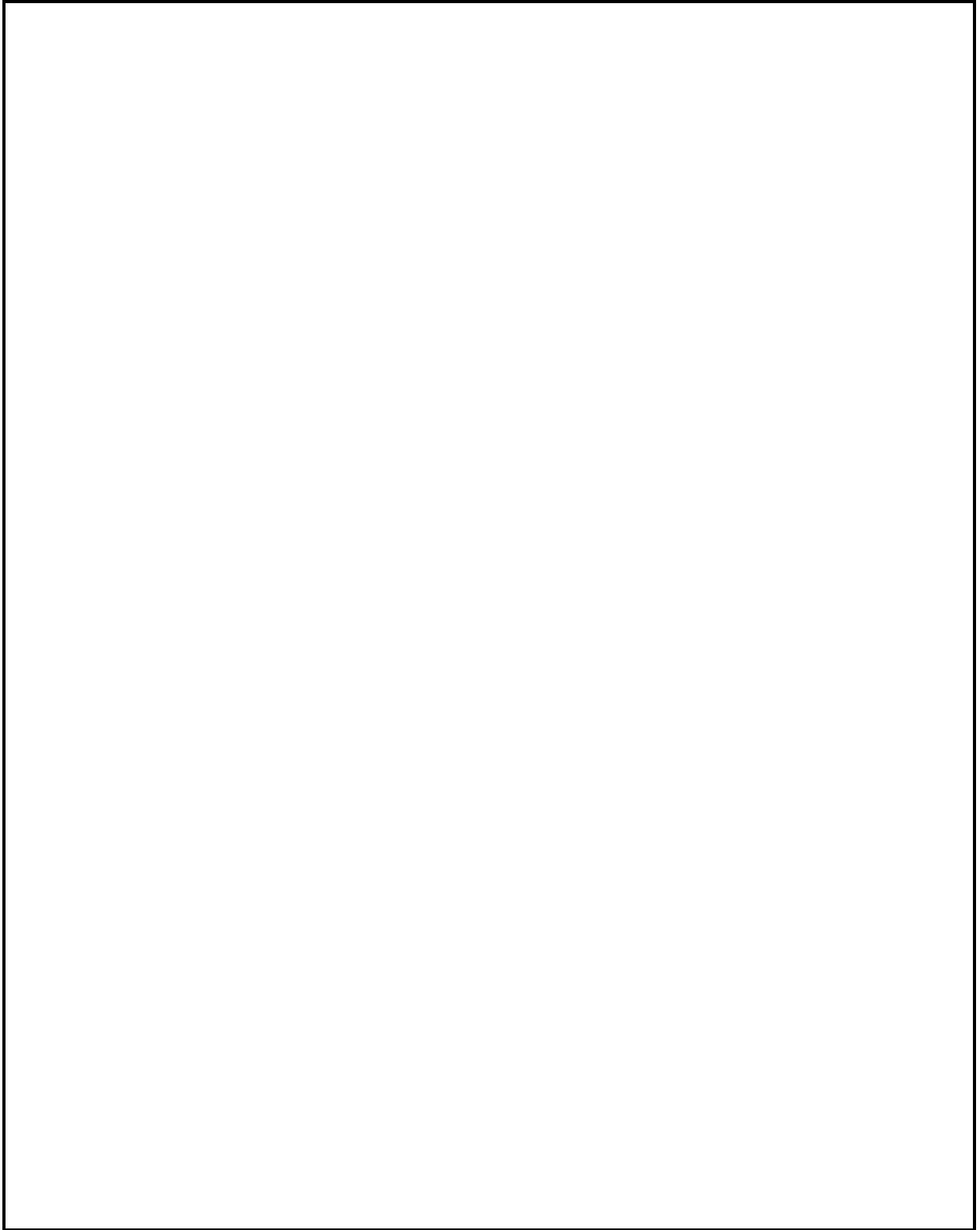


技術力に関する要件

A large empty rectangular box with a black border, intended for writing technical requirements. The box is currently blank.

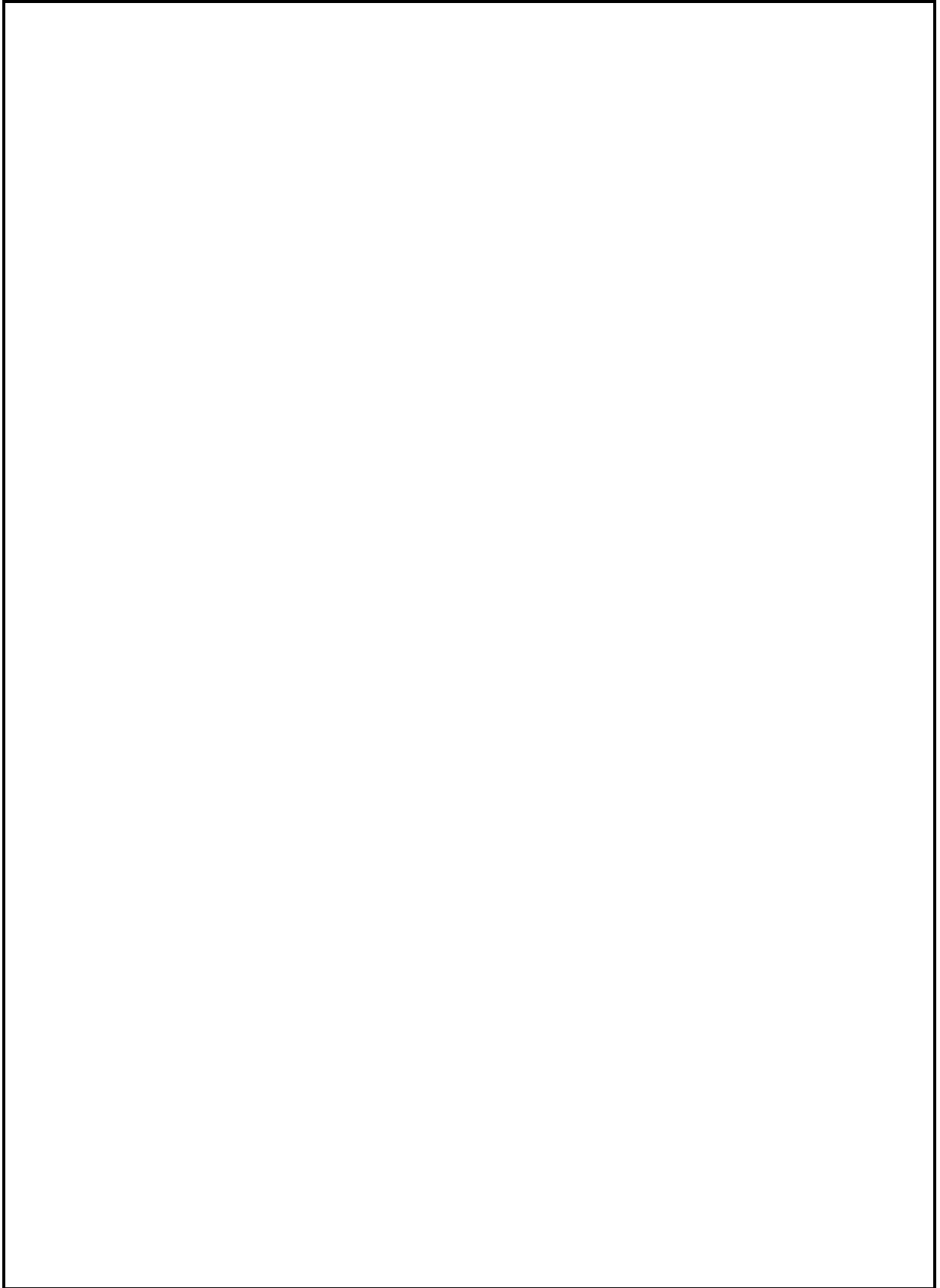
(※) 本様式は、A4判5枚以内で作成すること。

業務執行体制に関する要件



- (※) 本様式は、A4判3枚以内で作成すること。
- (※) 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

業務実績に関する要件



(※) 本様式は、A4判3枚以内で作成すること。